

【派遣法改正に基づくマージン率等について】

事業所	派遣労働者の数(人) ※1	派遣先の数 ※2	マージン率	派遣料金の平均額(円) ※3	派遣労働者の賃金の平均額(円) ※3
東京支店	55	103	23.7%	11,994	9,152
埼玉営業所	24	80	24.5%	11,688	8,826
名古屋支店	58	97	20.5%	10,111	8,034
岩倉営業所	36	47	23.5%	10,252	7,845
京都西営業所	87	47	19.1%	9,235	7,475
大阪支店	54	116	26.5%	11,604	8,524
豊中営業所	1	23	26.2%	10,744	7,932
南大阪営業所	51	16	20.9%	8,584	6,787
尼崎営業所	15	48	24.0%	10,048	7,640
本社営業所	92	107	19.3%	10,326	8,331
神戸支店	84	111	24.8%	10,175	7,655
姫路営業所	44	67	26.4%	10,376	7,633
岡山営業所	29	51	21.8%	9,054	7,076
広島営業所	34	89	24.0%	10,602	8,057
四国支店	29	49	26.3%	10,349	7,627
高松営業所	28	80	28.1%	10,891	7,832
福岡支店	26	41	19.0%	9,234	7,479
全事業所合計	747	1172	23.4%	10,310	7,877

事業年度(平成25年3月1日～平成26年2月28日)

※1 当社事業年度における1日平均

※2 当社事業年度における派遣先事業所数

※3 当社事業年度における一人一日(8時間)当たりの平均額

【教育訓練について】

当社では物流事業関連の派遣先が多いことから、派遣登録時に物流作業に関する一般的注意事項等の教育・指導を行っております。
 当該教育訓練の対象者は全登録者、教育方法はOff-JTが原則で、当該教育に関する賃金支給及び派遣労働者の費用負担は「無し」となっております。

また、当社では平成24年10月の派遣法改正に伴い有期雇用派遣労働者に対する措置として努力義務化された「無期雇用の労働者として雇用する
 機会の提供」「無期雇用の労働者への転換を推進するための教育訓練などの実施」につきましては、派遣法改正以前より取り組んでおります。
 現在転換措置により無期雇用労働者となった者も多数活躍していることから、今後も無期雇用転換推進措置の充実を図ります。